

(様式例第11)

済 管 第 556 号
令和7年 10月 3日

山形県知事
吉村 美栄子 殿

住所 山形市七日町一丁目3番26号
申請者
氏名 山形市立病院済生館
病院事業管理者 貞弘光章

山形市立病院済生館の地域医療支援病院の業務報告について

標記について、医療法第12条の2の規定に基づき、令和6年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒990-8533 山形市七日町一丁目3番26号
氏名	山形市立病院済生館 開設者 山形市長 佐藤 孝弘

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名称

山形市立病院済生館

3 所在の場所

〒990-8533 山形市七日町一丁目3番26号 電話 (023) 625-5555
--

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
床	床	床	床	528床	528床

5 施設の構造設備

施設名	設備概要
集中治療室	(主な設備) 病床数 0床
化学検査室 (検体検査室)	(主な設備) 生化学分析装置 自動血球分析装置 自動免疫分析装置
細菌検査室	(主な設備) 血液培養自動分析装置 全自動同定・薬剤感受性システム
病理検査室	(主な設備) 自動固定包埋装置 パラフィン包埋ブロック作製装置 クリオスタット
病理解剖室	(主な設備) 病理解剖台 組織分解減量装置
研究室	(主な設備) 研究用PC 7台
講義室	室数 1室 収容定員 150人
図書室	室数 2室 蔵所数 8,000冊程度
救急用又は患者 搬送用自動車	(主な設備) 保有台数 1台
医薬品情報管理室	[専用室の場合] 床面積 21.5㎡

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

(様式例第12) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類及び救急医療の提供実績

1. 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院 紹介率	77.5%	算定 期間	平成6年4月1日～ 令和7年3月31日
地域医療支援病院 逆紹介率	84.8%		
算出 根拠	A：紹介患者の数		10,330人
	B：初診患者の数		13,322人
	C：逆紹介患者の数		11,302人

- (注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。
- (注) 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。
- (注) 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

(様式例第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏 名	勤務の態様		勤務時間	備考
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
	別紙1のとおり		常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	10床
専用病床	5床

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
診察室 処置室	21.1㎡ 37.9㎡	(主な設備) 除細動器、酸素吸入装置、人工呼吸器、救急蘇生器、輸血設備、超音波診断器等	可
MRI室	113.7㎡	(主な設備) 1.5T磁気共鳴断層撮影装置 1.5T磁気共鳴断層撮影装置 3.0T磁気共鳴断層撮影装置	可
CT室	92.3㎡	(主な設備) 80列コンピュータ断層撮影装置 64列コンピュータ断層撮影装置 16列コンピュータ断層撮影装置	可
X線室	167.7㎡	(主な設備) X線装置	可
アンギオ室 心カテ室	170.8㎡	(主な設備) 頭腹部血管撮影装置 心血管撮影装置	可
胸部高圧撮影室	18.0㎡	(主な設備) 胸部高圧撮影装置	可

4 備考

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院である。認定期間：令和5年2月1日～令和8年1月31日

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。
既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載すること。

5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	5,890人 (2,915人)
上記以外の救急患者の数	8,364人 (1,526人)
合計	14,254人 (4,441人)

(注) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	1台
---------------	----

(様式例第14) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用(共同利用)のための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

① 令和6年度共同利用医療機関延べ数・・・978	{ <table> <tr> <td>共同診療</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>医療機器共同利用</td> <td>951</td> </tr> </table> }	共同診療	27	医療機器共同利用	951												
共同診療	27																
医療機器共同利用	951																
② 上記①の医療機関のうち、開設者と直接関係のない医療機関延べ数・・・978	{ <table> <tr> <td>共同診療</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>医療機器共同利用</td> <td>951</td> </tr> </table> }	共同診療	27	医療機器共同利用	951												
共同診療	27																
医療機器共同利用	951																
③ 共同利用に係る病床の病床利用率	<table> <tr> <td>5 東 (1 床)</td> <td>69.1%</td> <td>5 西 (1 床)</td> <td>54.0%</td> </tr> <tr> <td>6 東 (1 床)</td> <td>73.9%</td> <td>6 西 (2 床)</td> <td>79.2%</td> </tr> <tr> <td>7 東 (1 床)</td> <td>80.7%</td> <td>9 東 (1 床)</td> <td>78.8%</td> </tr> <tr> <td>9 西 (2 床)</td> <td>78.8%</td> <td>10 西 (1 床)</td> <td>70.6%</td> </tr> </table> ※ 病床利用率は病棟全体の病床利用率(令和6年度)	5 東 (1 床)	69.1%	5 西 (1 床)	54.0%	6 東 (1 床)	73.9%	6 西 (2 床)	79.2%	7 東 (1 床)	80.7%	9 東 (1 床)	78.8%	9 西 (2 床)	78.8%	10 西 (1 床)	70.6%
5 東 (1 床)	69.1%	5 西 (1 床)	54.0%														
6 東 (1 床)	73.9%	6 西 (2 床)	79.2%														
7 東 (1 床)	80.7%	9 東 (1 床)	78.8%														
9 西 (2 床)	78.8%	10 西 (1 床)	70.6%														

(注) 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

建物の全部 CT、MRI、RI、血管撮影装置、大腸ファイバー

(注) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

ア 共同利用に関する規定の有無 有・無

イ 利用医師等登録制度の担当者 氏 名：地域医療連携室

職 種：

(注) 共同利用に関する規定が有る場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住 所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
別紙2のとおり				全て関係なし

注 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数	10床
--------------	-----

(別紙2) 共同利用制度登録医師名簿

登録医No.	登録医療機関名	登録医師名	住所	主たる診療科	登録類型	
					施	機
0001	明石医院	伊藤 義彦	山形市旅籠町1-9-22	皮膚科	1	1
0002	荒井小児科医院	荒井 恵一	山形市久保田1-4-27	小児科	1	1
0004	板坂胃腸科内科クリニック	板坂 哲	山形市江俣4-6-23	内科、胃腸科	1	1
0007	大内内科胃腸科医院	大内 敬一	山形市下条町2-1-20	内科、胃腸科、消化器科	1	1
0009	国井クリニック	國井 兵太郎	寒河江市大字中郷1450-1	産婦人科	1	1
0011	三條クリニック	三條 敏邦	山形市寿町14-3	胃腸科、内科、外科、肛門科	1	1
0014	二瓶内科クリニック	二瓶 邦信	山形市宮町1-5-23	内科	1	
0015	緑町関口クリニック	関口 賢太郎	山形市緑町1-7-16	脳神経外科、神経内科、内科	1	1
0016	庄司眼科医院	庄司 功	山形市東原町1-12-14	眼科	1	1
0017	阿部外科胃腸科医院	阿部 宏一	山形市八日町2-1-15	外科、胃腸科、肛門科、内科	1	1
0018	いがらし内科循環器科クリニック	五十嵐 秀	山形市銅町2-24-5	内科、循環器科	1	1
0019	奥山内科胃腸科クリニック	奥山 芳見	山形市深町3-1-20	内科、胃腸科、消化器科	1	1
0020	金沢医院	金沢 喜代志	上山市旭町1-7-17	内科、消化器科	1	1
0022	小松胃腸科内科クリニック	小松 博	山形市柳原76(46-9)	胃腸科、内科、消化器科	1	
0023	しろにし診療所	小川 裕	山形市城西町4-27-25	内科	1	1
0024	高橋クリニック	高橋 眞二	山形市上町3-6-41	外科、内科、胃腸科、整形外科	1	1
0025	橘医院	橘 英郎	山形市西田4-9-16	内科、胃腸科、消化器科、循環器科	1	1
0027	内藤医院	内藤 章	山形市鉄砲町1-4-20	眼科	1	1
0028	中村医院	中村 東一郎	山形市あかねヶ丘1-1-1	内科、消化器科	1	
0029	ねもとクリニック	根本 元	山形市小白川町4-8-13	内科、外科、循環器科、心臓血管外科	1	1
0030	芳賀胃腸科内科クリニック	芳賀 陽一	山形市あこや町2-15-1	胃腸科、消化器科、内科	1	1
0032	高橋胃腸科内科医院	高橋 邦弘	山形市飯塚町字中道北448-3	胃腸科、内科	1	1
0033	武田整形外科クリニック	武田 昌孝	山形市山家町2-6-6	整形外科	1	1
0034	原田香曾我部医院	香曾我部 謙志	上山市栄町2-6-1	内科	1	
0035	大道寺内科医院	大道寺 七兵衛	山形市上町3-11-4	内科、循環器科	1	1
0036	まつだクリニック	松田 綏子	山形市桧町3-8-32	内科、循環器科	1	1
0037	おかベクリニック	岡部 健二	山形市大字長谷堂4464	内科、外科、胃腸科	1	1
0038	佐藤眼科医院	佐藤 泰司	山形市美畑町11-11	眼科	1	1
0039	鶴宮小児科医院	鶴宮 康	山形市東原町3-10-7	小児科	1	1
0040	高野せきね外科眼科クリニック	関根 智久	上山市八日町1-1	外科、内科、乳腺甲状腺外科	1	1
0041	芳川小児科医院	芳川 正流	山形市元木2-6-13	小児科	1	1
0042	中島眼科医院	中島 久雄	山形市春日町8-30	眼科	1	1
0043	早坂内科循環器科医院	早坂 真喜雄	山形市あかねヶ丘2-10-2	内科、循環器科	1	1
0044	吉村医院	吉村 信幸	山形市小姓町1-34	肛門科、胃腸科、内科、外科	1	1
0045	土田小児科医院	土田 秀二	山形市長町2-3-6	小児科、内科	1	
0047	みさわクリニック	三澤 裕之	山形市城南町3-5-28	内科、消化器科	1	1
0048	大沼医院	大沼 天	東根市神町中央1-11-18	内科、小児科、呼吸器科、循環器科	1	1
0049	大沼医院	大沼 央	東根市神町中央1-11-18	内科、小児科、血液透析	1	1
0051	斯波医院	熱田 明子	山形市宮町5-4-28	内科、呼吸器科、アレルギー科	1	
0053	小田消化器科内科クリニック	小田 聡二	山形市大字片谷地121-12	内科、消化器科	1	1
0055	あかねヶ丘整形外科医院	佐藤 浩	山形市あかねヶ丘二丁目10-3	整形外科	1	1
0057	青山医院	青山 浩	上山市八日町4-21	循環器科	1	1
0058	伊藤泌尿器科クリニック	伊藤 啓一	山形市五十鈴一丁目1-28	泌尿器科、皮膚科	1	1
0060	内ヶ崎医院	内ヶ崎 じゅん	山形市幸町12-50	精神科	1	1
0061	大泉胃腸科内科クリニック	大泉 晴史	山形市城西町五丁目21-15	胃腸科、内科	1	1
0062	大島医院	大島 扶美	山形市桜田西四丁目1-14	神経内科	1	1
0063	大島医院	五十嵐 仁子	山形市桜田西四丁目1-14	神経内科、内分泌	1	1
0065	御殿湯ひふ科医院	佐藤 紀嗣	上山市御井戸丁3-3	皮膚科	1	
0066	沢村クリニック	沢村 俊宏	山形市東原町四丁目16-7	泌尿器科、皮膚科	1	1
0067	佐藤清医院	佐藤 清	山形市五十鈴一丁目6-56	脳外科、内科	1	1

(別紙2) 共同利用制度登録医師名簿

登録医No.	登録医療機関名	登録医師名	住所	主たる診療科	登録類型	
					施	機
0068	城西医院	沼澤 和典	山形市春日町13-27	内科、循環器科、消化器科		1
0069	城南内科胃腸科医院	吉福 宏実	山形市若葉町5-13	内科、胃腸科、小児科	1	1
0070	鈴木外科胃腸科医院	鈴木 清夫	山形市七日町四丁目4-7	外科、胃腸科、内科、整形外科、肛門科	1	1
0071	武田内科胃腸科医院	武田 義雄	山形市鈴川町三丁目15-61	内科	1	1
0072	なわの内科医院	縄野 光正	山形市七日町三丁目5-1	内科、胃腸科		1
0073	長岡医院	長岡 進生	上山市沢丁9-13	内科	1	1
0074	原田眼科医院	原田 正夫	上山市十日町9-2	眼科		1
0075	深瀬内科医院	深瀬 憲雄	山形市落合町195-3	内科	1	1
0076	矢尾板医院	矢尾板 信孝	山形市十日町一丁目2-29	内科	1	1
0077	山田菊地医院	山田 修久	山形市西田二丁目1-27	脳外科、内科、外科、神経内科、整形外科、リハビリ科	1	1
0078	ごとう医院	後藤 成治	山形市東青田三丁目11-10	内科	1	
0079	やさく医院	矢作 祐一	山形市成沢西五丁目6-22	内科	1	
0081	もんま内科皮膚科医院	門馬 孝	山形市小立二丁目7-20	内科、皮膚科	1	1
0083	きくち内科医院	菊地 義文	山形市松見町16-24	内科。消化器内科	1	1
0083	軽井沢クリニック	妹尾 和克	上山市軽井沢2-3-29	内科、外科	1	1
計					62	56

地域医療従事者共同利用 制度運営要領

山形市立病院済生館

山形市立病院済生館地域医療従事者共同利用制度運営要領

平成15年6月30日決裁

第1 総則

1 目的

この要領は、山形市立病院済生館(以下「済生館」という。)が村山地域保健医療圏(山形市、上山市、天童市、東村山郡、寒河江市、西村山郡及び北村山地区の地域をいい、村山二次保健医療圏をいう。)の医療機関及び済生館と医療連携を行っている医療機関(以下「地域等の医療機関」という。)の医療従事者に診療・研修の機会を提供するために施設及び機器を開放し、それらの共同利用(以下「共同利用制度」という。)をとおり、地域等の医療機関との更なる連携のもとに住民に良質な医療の提供と地域等の医療従事者相互の医療の質の向上を図ることを目的とする。

2 共同利用制度

共同利用制度は、次の3つの類型の共同利用制度により運営する。

- (1) 紹介患者診療型共同利用(施設共同利用)
- (2) 医療機器利用型共同利用(機器共同利用)
- (3) 研修会参加型共同利用(研修会共同利用)

ただし、施設及び機器を共同利用する医師は事前に登録するものとする。
(以下「登録医」という。)

3 紹介患者診療型共同利用時の登録医の遵守事項

紹介患者診療型共同利用、医療機器利用型共同利用を利用する登録医は、病院内においては次の事項を遵守するものとする。

- (1) 利用に際しては、病院内担当医等とあらかじめ事前調整をし、地域医療連携室(利用方法については別に定める。)で受付を得て利用する。
- (2) 持参した白衣を着用する。
- (3) 第2の5により発行された「登録医証」を必ず着用する。
- (4) 病院内の諸規則を遵守する。

4 報酬

共同利用制度を利用する登録医に対しては、その目的に鑑み報酬等は支給しない。

5 事故

共同利用制度の実施により生じた事故等については、別途協議のうえ対応する。

第2 医療機関の登録

1 事前登録

共同利用制度は、研修会等への参加を除いて施設及び機器の利用に際しては事前に登録をしなければならない。

2 登録名

共同利用制度の利用登録名は、紹介患者診療型共同利用及び医療機器利用型共同利用に際しては医療機関名をもって登録するものとする。

3 登録の対象医療機関

共同利用制度における各類型ごとの登録できる医療機関の対象は、村山二次保健医療圏の医療機関及び済生館と医療連携を行っている医療機関とする。

4 登録の申請

(1) 共同利用制度の利用のための登録を行おうとする医療機関は、「共同利用制度登録申請書」により館長に登録申請するものとする。

(2) 館長が申請内容を審査し、登録を承認した場合は、「共同利用制度登録機関名簿」に登録医療機関名・登録医師名などを登録して当該医療機関へ通知する。

5 登録医証の発行及び共同利用制度登録確認書の送付

「共同利用制度登録機関名簿」に登録医として登録された医師には「登録医証」を発行するとともに、「共同利用制度登録確認書」を送付する。

6 登録有効期間

登録の有効期限は登録日の属する年度の3月31日までとし、特別の事情がない限り次年度以降において毎年更新することができる。

7 登録内容の変更

(1) 「共同利用制度登録機関名簿」に登録された登録医を追加するなどその登録内容を変更する場合には、「共同利用制度登録変更申請書」によりその変更を行うものとする。

(2) 変更申請がなされた場合の処理については、申請時の場合の処理に準じる。

8 登録の辞退

「共同利用制度登録機関名簿」の登録を辞退する医療機関は、館長に対し文書により辞退の申し出をしなければならない。

第3 紹介患者診療型共同利用（施設共同利用）

1 紹介患者診療型共同利用の内容

地域等の医療機関から紹介され入院した患者の診療について、地域でのかかりつけ医としての立場を尊重しながら、登録医と病院内担当医が共同して当該患者の検査、処置又は患者指導を行い、退院後のかかりつけ医への円滑な連携に資するとともに、当該患者に対してより良い医療の提供を目指すための診療型の共同利用をいう。

2 利用できる対象者

当該共同利用を利用できる医療従事者は、登録された医療機関の登録医とする。

3 利用できる時間

当該共同利用をできる時間は、次のとおりとする。

(1) 時間内は、済生館地域医療連携室を経由し、病院内担当医と事前調整後に登録医へ報告するものとする。

(2) 時間外に利用する場合は、時間内に済生館地域医療連携室を経由して、病院内担当医と事前調整後に登録医へ報告するものとする。

4 共同利用のための専用病床

当該共同利用のための専用病床として、地域等の医療機関からの救急応需を主に日常対応している5西病棟に2床、7東病棟に3床（平成16年1月より5東病棟に1床、5西病棟に1床、6東病棟に1床、9西病棟に2床）の計5床を確保する。

5 共同利用のための事前調整

紹介入院となった患者に対して当該共同利用を行おうとする登録医は、あらかじめ病院内担当医と事前調整をしなければならない。

6 共同利用後の報告

当該共同利用を行った登録医は、当日の共同利用終了後に「共同診療実施記録」に必要事項を記入するものとする。

第4 医療機器利用型共同利用（機器共同利用）

1 医療機器利用型共同利用の内容

地域等医療機関が検査目的で紹介する患者について、地域でのかかりつけ医としての立場を尊重しながら、依頼医（登録医。以下「依頼医」という。）と病院内担当医とが連携し病院内の医療器械を共同利用することによりその検査を行うもので、検査後のかかりつけ医への円滑な連携に資するとともに、当該患者に対してより良い医療の提供を目指すための共同利用をいう。

2 利用できる対象者

当該共同利用を利用できる医療従事者は、登録された医療機関の登録医とする。

3 利用できる時間

当該共同利用を利用できる時間は、病院開院日の時間内とする。

4 利用方法は、次の二通りとする。

(1) 当院の放射線科医に検査と読影診断を委ねるとき（従来法）

① 放射線科医が撮影から読影まで行うものとする。

② 検査予約の申込みは現行通りとする。

(2) 依頼医が検査を行うとき

① 依頼医が検査を行うときは、あらかじめ病院内担当医及び放射線科医と事前調整を行うものとする。

② 撮影のみで放射線科医は読影を行わないものとする。

③ 検査時における事故等については、検査施行者の責任とする。

④ 検査を行う際に使用する造影剤や医療機器等の使用料若しくは検査以外に処置等を行ったときの経費等の負担については、後日依頼医は済生館発行の明細書に基づき支払うものとする。

5 対象医療機器

当該共同利用として利用できる医療機器は、次のとおりとする。

(1) 磁気共鳴断層撮影装置(MRI)

(2) コンピュータ断層撮影装置(CT)

(3) ラジオアイソトープ検査装置(RI)

(4) 血管撮影装置(アンギオ)

(5) その他館長が認めた医療機器

6 予約の調整

当該共同利用を行おうとする依頼医は、病院内担当医との事前調整後に、共同利用する医療機器の検査予約を地域医療連携室を通じて行うものとする。

7 共同利用後の報告

(1) 当院の放射線科医に検査と読影診断を委ねるとき（従来法）

済生館では、検査依頼票と放射線科医の読影レポートを保存する。

(2) 依頼医が検査を行うとき

当該共同利用を行った依頼医は、当日の共同利用終了後に「共同診療実施記録」に必要事項を記入するものとする。

第5 研修会参加型共同利用（研修会共同利用）

1 研修会参加型共同利用の内容

当院又は診ます会が実施する研修会・研究会を広く地域等の医療従事者に開放するとともに、研修・研究の機会の場を提供し、地域等の医療従事者相互の医療の質の向上を図るための共同利用をいう。

2 利用できる対象者

研修会等への参加については、事前の登録は行わないものとする。

3 対象研修会等

当院で地域等の医療従事者に公開することを目的とした研修会・研究会とする。また、研修会等の広報は、地域等の医療機関に対して随時行うものとする。

4 利用時の手続き

当該共同利用制度による研修会等を利用する地域等の医療従事者は、開催された会の会場受付において参加者名簿に必要事項を記入するものとする。

第6 協議

共同利用制度を実施するにあたって、必要となる経費等については、関係する団体等と済生館が協議してこれを決めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成15年7月22日から施行する。
- 2 平成15年9月30日 一部改正

(様式例第15) 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

1 研修の内容

- ・内科系症例検討会 5回
- ・がん治療症例検討会 5回
- ・救急講習会 6回
- ・病薬連携研修会 1回
- ・医療福祉研修会 1回
- ・診ます会講演会 3回
- ・山形慢性腎臓病（CKD）病診連携講演会 1回

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	22回
(2) (1) の合計研修者数	801人

(注) 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

(注) 2 (2) には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

ア 研修プログラムの有無 ☒ 有 ☐ 無

イ 研修委員会設置の有無 ☒ 有 ☐ 無

ウ 研修指導者

研修指導者氏名	職 種	診療科	役 職 等	臨床経験数	特 記 事 項
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	

別紙3のとおり

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

4 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
4階 大会議室 (地域医療センター)	214.2㎡	(主な設備) 机(52台)、椅子(241脚)、DVDプレーヤー、カセットデッキ、CDプレーヤー、アンプ、テレビチューナー、OHC、バックライトユニット、ビデオプロジェクター、電動スクリーン、電動暗幕、モニターテレビ(左右各3台)、マイク(ワイヤレス3、タイピン型2、コード付き2)、レーザーポインター、マイク用延長コード、三脚マイクスタンド、卓上マイクスタンド、スライドプロジェクター、プロジェクター、スピーカー、演台1式、移動型ステージ、ホワイトボード、移動用シャーカーカステン
4階 中会議室 (保健教育センター)	97.9㎡	(主な設備) 机(21台)、椅子(63脚)、ビデオデッキ、カセットデッキ、CDプレーヤー、アンプ、テレビ、OHC、スクリーン、マイク(ワイヤレス2、タイピン型2、コード付き2)、レーザーポインター、マイク用延長コード、三脚マイクスタンド、卓上マイクスタンド、スライドプロジェクター、プロジェクター、スピーカー、演台1式、ホワイトボード、移動用シャーカーカステン

令和6年度の研修目標（プログラム）

1. 研修目標

地域医療従事者の研修を実施することにより、地域医療全体の質の向上、医療技術の発展促進を図ると共に、地域医療の連携を深める。

2. 研修計画

1) 医師部門

症例検討会を通じ、疾患の診断、治療方針を共有し、疾患毎の病診連携を積極的に図る。

症例検討会

がん治療症例検討会 2ヶ月に1回程度

症例検討会 2ヶ月に1回程度

診ます会講演会

病院内外の講師が、up to date な話題について講演し、会員の研修を行う。
年2回程度開催し、演題によっては、他の医療従事者をも含める。

2) 看護師、検査部門

在宅看護の支援を目指し、症例を通じ認定看護師による看護技術の向上のため、安全教育委員会と共同で、患者様の事故防止のための方策について研修する。

3) 薬剤師

在宅医療、病診連携を円滑に施行するためには、薬剤師の役割が重要であり、薬薬連携を充実するため、病院薬剤師や医師による指導と研修を行う。

4) 医療・福祉従事者

行政や他病院と共同で現在の実情や課題について研修を行う。

医療・福祉研修会 年1回開催

5) 救急隊員（救急救命士を含む）

救急の講習会

研修医、新人看護師を含めて、救急疾患や各科の救急処置についての指導研修を行うもので、5月に6回実施し、救急隊員や看護ステーションの看護職員にも案内を行う。

救急医学合同研修会

各救急隊（山形市、上山市、天童市、西村山広域）と、救急搬送患者の入院後の経過と救急疾患の理解を深めるため、合同研修会を年1回開催する。（11月）

3. 研修指導体制

別紙のとおり

令和6年度 地域医療従事者研修会等開催状況

No.	開催日	会場	研修会等名称	出席者数			備 考
				院内	院外	計	
1	4月10日	済生館 4階大会議室	がん治療症例検討会	18	1	19	
2	5月8日	済生館 4階中会議室	第203回 内科系症例検討会	11	1	12	
3	5月14日	済生館 4階大会議室	第1回 救急講習会	22	10	32	
4	5月16日	済生館 4階大会議室	第2回 救急講習会	21	12	33	
5	5月21日	済生館 4階中会議室	第3回 救急講習会	32	15	47	
6	5月24日	済生館 4階大会議室	第4回 救急講習会	31	3	34	
7	5月28日	済生館 4階大会議室	第5回 救急講習会	27	5	32	
8	5月31日	済生館 4階大会議室	第6回 救急講習会	30	6	36	
9	6月6日	山形グランドホテル	診ます会総会 第1回診ます会講演会	68	65	133	
10	6月12日	済生館 4階大会議室	がん治療症例検討会	27	1	28	
11	7月10日	済生館 4階中会議室	第204回 内科系症例検討会	14	1	15	
12	9月11日	済生館 4階大会議室	がん治療症例検討会	25	1	26	
13	9月24日	大手門パルズ	第2回診ます会講演会 脳卒中講演会	37	32	69	ハイブリッド形式
14	10月9日	済生館 4階中会議室	第205回 内科系症例検討会	10	0	10	
15	11月13日	済生館 4階大会議室	がん治療症例検討会	28	1	29	
16	11月14日	大手門パルズ	第3回診ます会講演会 第13回山形 慢性腎臓病(CKD)病診連携講演会	30	30	60	ハイブリッド形式
17	11月22日	済生館 4階中会議室	第34回 医療福祉研修会	40	19	59	
18	1月8日	済生館 4階中会議室	第206回 内科系症例検討会	12	1	13	
19	2月12日	済生館 4階大会議室	がん治療症例検討会	9	0	9	
20	2月27日	済生館 4階大会議室	第4回 診ます会講演会	20	37	57	オンライン形式
21	3月4日	3階会議室	病薬連携研修会	3	35	38	オンライン形式
22	3月12日	済生館 4階中会議室	第207回 内科系症例検討会	10	0	10	
合 計				525	276	801	

地域医療従事者研修委員会 設置要綱

山形市立病院済生館

山形市立病院済生館 地域医療従事者研修委員会設置要綱

(名称)

第1条 この委員会は、山形市立病院済生館地域医療従事者研修委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、病診連携を深め、地域完結型医療を実践するために必要となる医療従事者の研修等に可能な限り助力し、地域医療の質の向上、医療技術の発展促進を目的とする。

(任務)

第3条 委員会は、次の事項を行う。

- (1) 研修計画の立案、研修の運営及びその評価
- (2) 研修実施状況の「済生館地域医療連携推進協議会」への報告

(組織)

第4条 委員会は、委員長、教育責任者、プログラム責任者及び委員若干名で組織する。

- 2 委員長、教育責任者、プログラム責任者及び委員は館長が指名する。
- 3 事務局を地域医療連携室に置き、副室長がその事務にあたる。

(委員長)

第5条 委員長は委員会を主宰し、地域医療連携室長があたる。

(委員会の開催)

第6条 委員会は委員長が召集し、隔月の開催とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が定める。

附則

この要綱は、平成15年9月1日から実施する。

(様式例第16) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	事業管理者 貞弘 光章 (診療に関する諸記録) XXXXXXXXXX
管理担当者氏名	「診療に関する諸記録」 医事業務室長 横山 いずみ 「病院の管理及び運営に関する諸記録」 各担当部署

		保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約	平成 17年 12月 まで	「入院」に関しては倉庫に保管 「外来」に関しては北町書庫(直近10年分)及び倉庫に保管 その他は各担当部署に保管	「入院」に関しては、年毎、患者毎、科毎に保管管理 「外来」に関しては、患者毎に保管管理 その他は適宜、患者毎及び年度毎に保管管理
	平成 18年 1月 以降	電子カルテシステム内に電子情報として保管	患者毎に保管管理
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	放射線科 地域医療連携室	患者毎に保管管理
	救急医療の提供の実績	救急室	患者毎に保管管理
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	管理課 地域医療連携室	研修会毎に保管管理
	閲覧実績	地域医療連携室	患者毎に保管管理
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	地域医療連携室	患者毎に保管管理

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(様式例第17) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	副館長（兼）地域医療連携室長 近藤 礼
閲覧担当者氏名	地域医療連携室 XXXXXXXXXX
閲覧の求めに応じる場所	地域医療連携室
閲覧の手続の概要 「地域医療支援病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧についての取扱規程」による	

前年度の総閲覧件数		0 件
閲覧者別	医師	0 件
	歯科医師	0 件
	地方公共団体	0 件
	その他	0 件

地域医療支援病院の管理及び
運営に関する諸記録の閲覧に
ついての取扱規程

山形市立病院済生館

地域医療支援病院の管理及び運営に関する諸記録 の閲覧についての取扱規程

平成15年7月1日決裁

1 趣旨

この規程は、医療法(昭和24年法律第67号)第16条の2第5号に規定する地域医療支援病院が閲覧に供する諸記録の閲覧の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 閲覧できる者

諸記録を閲覧できる者は、法令の規定に従い次の者とする。

- (1) 山形市立病院済生館(地域医療支援病院)に患者を紹介しようとする医師
- (2) 山形市立病院済生館(地域医療支援病院)に患者を紹介しようとする歯科医師
- (3) 地方公共団体(医療法第16条の2第5号及び医療法施行規則第9条の17)

3 閲覧できる諸記録

閲覧できる諸記録は、法令の規定に従い次の実績を明らかにする諸記録とする。

- (1) 共同利用の実績
- (2) 救急医療の提供の実績
- (3) 地域等の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績
- (4) 閲覧実績
- (5) 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績

4 閲覧の手続

- (1) 諸記録を閲覧しようとする者は「閲覧申出書」により閲覧を申し出るものとする。
- (2) 閲覧の取扱いは、月曜日から金曜日(国民の祝日及び休日並びに年末年始休日を除く。)までの午前9時から午後4時までとする。

5 閲覧の場所及び事務担当

- (1) 閲覧場所は、地域医療連携室内とする。
- (2) 閲覧に関する事務は、地域医療連携室が担当する。

この規程は、平成15年7月22日から施行する。

閲 覧 申 出 書

平成 年 月 日

山形市立病院済生館

館長

様

住所

申出人

医療機関名

氏名

印

電話番号

地域医療支援病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧についての取扱規程に基づき、下記により病院の診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧を申し出ます。

記

閲覧を希望する記録
☐ 共同利用の実績
☐ 救急医療の提供
☐ 地域等の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績
☐ 閲覧実績
☐ 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績
備 考

(様式例第18) 委員会の開催の実績

委員会の開催回数	4 回	
委員会における議論の概要		
1 令和6年5月20日 第1回 山形市立病院済生館地域医療連携推進協議会 報告事項 (1) 令和5年度 紹介患者の動向等 (2) 令和5年度 事業実績報告 協議事項 (1) 診ます会役員の改選について (2) 令和6年度診ます会事業計画(案)について (3) 令和6年度診ます会総会・講演会の開催について		
2 令和6年6月6日 第2回 山形市立病院済生館地域医療連携推進協議会 協議事項 (1) 診ます会役員改選について (2) 令和6年度診ます会事業計画(案)について (3) その他		
3 令和6年11月25日 第3回 山形市立病院済生館地域医療連携推進協議会 報告事項 (1) 紹介患者の動向実績 (2) 延べ外来患者数、RenkeiNET@・べにばなネット登録医療機関数・新規登録患者数 (3) 共同診療利用状況・紹介透析患者数 (4) 紹介患者医療機器共同利用状況 (5) 退院(在宅・転院)支援実績 (6) 慢性腎臓病パス・在宅医療支援件数 (7) 地域医療従事者研修会等開催状況		
4 令和7年3月13日 第4回 山形市立病院済生館地域医療連携推進協議会(書面開催) 報告事項 (1) 紹介患者の動向実績等について (2) 延べ外来患者数、RenkeiNET@登録医療機関数・新規登録患者数、べにばなネット登録医療機関数・新規登録患者数 (3) 共同診療利用状況、紹介透析患者数 (4) 紹介患者に係る医療機器共同利用状況 (5) 退院(在宅・転院)支援実績 (6) 腎臓病連携パス、在宅医療支援件数 (7) 地域医療従事者研修会等開催状況 (8) 地域医療の連携強化に向けた取り組み		

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること

地域医療連携推進協議会規約

山形市立病院済生館

山形市立病院済生館地域医療連携推進協議会規約

平成15年6月19日決裁

(設置)

第1条 住民が身近な医療機関で病状に応じた適時・適切な医療を受けられるよう、各医療機関がそれぞれの機能の分担と連携を図り、継続性のある一貫した医療を提供すること(以下「医療連携」という。)が求められている中で、村山地域の中核的基幹病院としての山形市立病院済生館(以下「済生館」という。)が果たすべき役割等について医療関係者等から広く意見を聴取し、医療連携の推進を図ることを目的として山形市立病院済生館地域医療連携推進協議会(以下「本会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 本会は、前条の目的達成のため、次に掲げる事項を検討する。

- ① 地域医療支援病院の管理者の行うべき事項の業務遂行状況に関する事項
- ② 済生館における医療連携の方針及び実践方法に関する事項
- ③ 医療連携に関する情報交換及び課題解決の方法に関する事項
- ④ その他医療連携の推進に関する事項

(組織)

第3条 本会は、会長及び委員若干名をもって組織する。

2 会長には、済生館館長が当たり、委員は、会長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理し、会議の座長となる。

2 会長に事故があるときは、済生館地域医療連携室長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本会は、年4回開催し、会長が招集する。

2 本会に必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(専門部会)

第6条 本会には、必要に応じて専門部会を設置することができる。

(事務局)

第7条 本会に事務局を設置し、事務局長は済生館事務局長が当たる。

2 本会の庶務は、済生館地域医療連携室において処理する。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成15年6月23日から施行する。

2 平成15年10月15日 一部改正

(様式例第19) 患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口・相談室・その他（ ）
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	
患者相談件数	9,375件
患者相談の概要	
【相談内容】 ◆医療福祉相談 4,143 件 (主な内容：生活困窮 77、障害福祉 56、受診 767、社会保障 367、在宅介護 419、がん 901、クレーム 67) ◆在宅・転院支援相談 5,209 件 (リハビリ転院 294、療養転院 489、自宅退院 3,529、施設入所 607、病状悪化・死亡等による相談中止 290) ◆診療記録開示 23 件 【講じた対策】(令和6年度主なもの) 1. 在宅・転院支援相談 ①ケアマネージャーと対面での情報共有強化 ②在宅看取りに関する3者面談の強化(在宅医等を交えた面談) ③PTGBD挿入時の生活に関する援助方法についての講演、パンフレット作成 2. 医療福祉相談 相談内容のデータ化	

(注) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。

(様式第 20)

その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類（任意）

1 病院の機能に関する第三者による評価

① 病院の機能に関する第三者による評価の有無	☒ 有 ☐ 無
・ 評価を行った機関名、評価を受けた時期 日本医療機能評価機構による認定（2024年2月15日認定更新）	

(注) 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

① 果たしている役割に関する情報発信の有無	☒ 有 ☐ 無
・ 情報発信の方法、内容等の概要 ホームページによる情報発信、症例検討会の開催、市民健康講座による啓蒙	

3 退院調整部門

① 退院調整部門の有無	☒ 有 ☐ 無
・ 退院調整部門の概要 地域医療連携室において、専従の看護師 4 名・社会福祉士 4 名が各病棟を担当し、病棟リンクナースと連携し診療所など各医療機関と密接な関係を構築し、迅速かつ円滑な退院支援を実践している。	

4 地域連携を促進するための取組み

① 地域連携クリティカルパスの策定	☒ 有 ☐ 無
・ 策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 大腿骨頸部骨折・脳卒中・慢性腎臓病・糖尿病 ・ 地域連携クリティカルパスを普及させるための取組み 地域医療連携推進協議会、診ます会総会、研修会、講演会などにおいて、その運用と効果的な実施について協議・周知を図っている。	